山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議設置要綱

（設置）

第１条　県は、山梨県障害者幸住条例第３８条の規定に基づき、山梨県障害者差別解消支援ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という）を設置する。

（目的）

第２条　ネットワーク会議は、相談業務を円滑に進めるための指導又は助言、その他障害を理由とする差別を解消するための取組を行い、共生社会を構築するための施策の推進に寄与する。

（所掌事務）

第３条　ネットワーク会議の所掌事務は、次のとおりとする。

（１）障害を理由とする差別等に関する事例の情報交換

（２）障害を理由とする差別等を解消するための取組の検討と周知

（３）障害を理由とする差別等に係る紛争の解決に適した機関への情報提供と連携

（４）その他、相談業務等を円滑に進めるために必要と認める事項

（委員）

第４条　ネットワーク会議の委員は、別表に掲げる団体に属し、団体の推薦を受けた者とする。

（任期）

第５条　委員の任期は、１年とし、再任を妨げない。

２　委員の任期内に委員の交替がある場合、後任の任期は、前任の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第６条　ネットワーク会議には、会長を１名、副会長を若干名を置く。

２　会長と副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、ネットワーク会議の会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

４　会長に事故がある場合又は欠けた場合は、副会長がその職務を代行する。

（会議の招集）

第７条　ネットワーク会議は、会長が招集する。

２　ネットワーク会議の議長は、会長が行う。

３　会長が必要と認めるときは、ネットワーク会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（部会の招集）

第８条　障害を理由とする不当な差別的取扱い等に関して、緊急かつ重大な事案が生じた場合、必要に応じて、ネットワーク会議に部会を置くことができる。

２　部会の構成員は、委員の中から会長が指名する。

３　部会の部会長は、会長が兼任する。

４　部会長が必要と認めるときは、部会に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事務局）

第９条　ネットワーク会議の事務局は、山梨県福祉保健部障害福祉課内に置く。

２　事務局は、ネットワーク会議の庶務を処理する。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議について必要な事項は、会長

　が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。